

第 7 1 号議案

桶川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
 (桶川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 桶川市職員の定年等に関する条例 (昭和 5 9 年桶川市条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の目次、章及び項に対応する改正前の欄の目次、章及び項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の目次、章及び項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>桶川市職員の定年等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>桶川市職員の定年等に関する条例</p> <p><b>目次</b></p> <p><b>第1章 総則(第1条)</b></p> <p><b>第2章 定年制度(第2条—第5条)</b></p> <p><b>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</b></p> <p><b>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</b></p> <p><b>第5章 雑則(第14条)</b></p> <p><b>附則</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第2章 定年制度</b></p>

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の

第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の

勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

第5条 略

勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第5条 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号)第14条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として任命権者が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職につ

いての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある

職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に

延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することがで

きる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日



以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項

附 則

2 略

は、市長が定める。

附 則

2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度

	<p>の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>
--	--

(桶川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第2条** 桶川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年桶川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<b>給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</b></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<b>その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</b></p>

(桶川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第3条** 桶川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和30年桶川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項、項の表示及び見出しに対応する改正前の欄の項、項の表示及び見出しが存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項、項の表示及び見出しを加える。

改正前	改正後

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、昭和30年3月10日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p>1 この条例は、昭和30年3月10日から施行する。</p> <p><b>(降給に関する経過措置)</b></p> <p>2 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</p> <p>(1) 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号)附則第7項の措置</p> <p>(2) 桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年桶川市条例第2号)附則第2項の措置</p> <p>3 第3条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には適用しない。この場合において、当該措置の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p>
---	---

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第4条** 桶川市職員の給与に関する条例(昭和30年桶川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項(以下「改正前の項」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

(4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)の給料月額は、<u>その者</u>に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、<u>その者</u>の属する職務の級に応じた<u>額</u>とする。</p> <p>第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p><b>8</b> 第4項から前項までの規定にかかわらず、60歳以上で市規則で定める年齢を超える職員の昇給は、当該年齢に達した日後に最初に到来する4月1日以降は行わない。</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>の属する職務の級に応じた<u>額</u>に、<u>桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年桶川市条例第24号。以下「勤務時間、休日等条例」という。)</u>第2条第3項の規定により定められた<u>当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p>

員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年桶川市条例第24号。以下「勤務時間、休日等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条 略

(通勤手当)

第10条 略

2 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の支給額の欄に掲げる額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の

第5条 略

(通勤手当)

第10条 略

2 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の支給額の欄に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)第9条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまで

適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第17条の4 略

3 **再任用職員**に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の7 略

2 略

(1) 前項の職員のうち**再任用職員**以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち**再任用職員** 当該**再任用職員**の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

**(再任用職員についての適用除外)**

第17条の9 第8条、第9条及び第9条の3の規定は、**再任用職員**には適用しない。

の間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第17条の4 略

3 **定年前再任用短時間勤務職員**に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の7 略

2 略

(1) 前項の職員のうち**定年前再任用短時間勤務職員**以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち**定年前再任用短時間勤務職員** 当該**定年前再任用短時間勤務職員**の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

**(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)**

第17条の9 第8条、第9条及び第9条の3の規定は、**定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員**には適用しない。

附 則

6 略

い。

附 則

6 略

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 桶川市職員の定年等に関する条例(昭和59年桶川市条例第14号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 桶川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日



(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当

分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の4第5項(第17条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第17条の4第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

**第5条** 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

## 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	

44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,900		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	411,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	412,300		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	412,800		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	413,500		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	414,200		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	414,900		

	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	415,400		
	94		294,900	342,600	381,600	393,700	416,100		
	95		295,200	343,100	382,200	394,400	416,800		
	96		295,600	343,500	382,800	395,100	417,500		
	97		295,800	343,700	383,500	395,600	418,000		
	98		296,100	344,100	384,100	396,300	418,700		
	99		296,500	344,500	384,700	397,000	419,400		
	100		296,900	344,800	385,300	397,700	420,100		
	101		297,100	345,100	386,000	398,200	420,600		
	102		297,400	345,500	386,600	398,900			
	103		297,800	345,900	387,200	399,600			
	104		298,100	346,300	387,800	400,300			
	105		298,300	346,800	388,500	400,800			
	106		298,600	347,200	389,100				
	107		299,000	347,600	389,700				
	108		299,300	348,000	390,300				
	109		299,500	348,500	391,000				
	110		299,900	348,900	391,600				
	111		300,300	349,200	392,200				
	112		300,600	349,500	392,800				
	113		300,800	350,000	393,500				
	114		301,000	350,400	394,100				
	115		301,300	350,800	394,700				
	116		301,700	351,200	395,300				
	117		301,900	351,700	396,000				
	118		302,100	352,100					
	119		302,400	352,500					
	120		302,700	352,900					
	121		303,100	353,400					
	122		303,300	353,800					
	123		303,600	354,200					
	124		303,900	354,600					
	125		304,200	355,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	247,600	262,800	286,100	303,900	309,100	352,200

(桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第6条** 桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年桶川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項及び項の表示に対応する改正前の欄の項及び項の表示が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項及び項の表示を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(<u>再任用職員についての適用除外</u>)</p> <p>第19条 第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項、若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和44年4月1日から施行する。</p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外</u>)</p> <p>第19条 第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>2 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、桶川市職員の給与に関する条例附則第7項、第8項及び第14項の規定の例により市長が別に定める。</p>

(桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第7条** 桶川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年桶川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号(以下「改正前の号」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の号(以下「改正後の号」とい

う。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 桶川市職員の定年等に関する条例 <u>(昭和59年桶川市条例第14号)</u>第4条の規定により <u>引き続いて</u>勤務している職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 桶川市職員の定年等に関する条例 <u>(昭和59年桶川市条例第14号。以下「定年条例」という。)</u>第4条の規定により <u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。)</u>を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。第9条第3号において同じ。)を占める職員</p>
<p><u>(3)</u> 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(2) <u>桶川市職員の定年等に関する条例(昭和59年桶川市条例第14号)</u>第4条の規定により <u>引き続いて</u>勤務している職員</p>	<p><u>(4)</u> 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(2) <u>定年条例</u>第4条の規定により <u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p>

(育児短時間勤務職員等についての給与  
条例の特例)

第16条 略

第10条 第2項 第2号	<b>再任用短時間 勤務職員</b>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
--------------------	------------------------	---

(育児短時間勤務職員等についての特殊  
勤務手当条例の特例)

第17条 略

第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 <b>28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員の職を占めるもの</b>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)
	第2条第3項	第2条第2項

(短時間勤務職員についての給与条例の  
特例)

第19条 略

第10条 第2項 第2号	<b>再任用短時間 勤務職員</b>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間
--------------------	------------------------	---

(育児短時間勤務職員等についての給与  
条例の特例)

第16条 略

第10条 第2項 第2号	<b>定年前再任用 短時間勤務職 員</b>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
--------------------	--------------------------------	---

(育児短時間勤務職員等についての特殊  
勤務手当条例の特例)

第17条 略

第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 <b>22条の4第1項又は第22の5第1項の規定により採用された職員</b>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)
	第2条第3項	第2条第2項

(短時間勤務職員についての給与条例の  
特例)

第19条 略

第10条 第2項 第2号	<b>定年前再任用 短時間勤務職 員</b>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間
--------------------	--------------------------------	---



		勤務職員」という。)			勤務職員」という。)
(短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)			(短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)		
第20条 略			第20条 略		
第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員	第2条第3項	第2条第4項	
第11条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22の5第1項の規定により採用された職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員	第2条第3項	第2条第4項	
(部分休業をすることができない職員)			(部分休業をすることができない職員)		
第21条 略			第21条 略		
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)			(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)		
(部分休業の承認)			(部分休業の承認)		
第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。			第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。		

(桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

**第8条** 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年桶川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(1週間の勤務時間) 第2条 略 3 地方公務員法 <u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。	(1週間の勤務時間) 第2条 略 3 地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1

で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

#### 第12条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、**再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(特別休暇)

#### 第14条 略

#### 5 略

(2) 斉一型短時間勤務職員(**地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)**)及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員(**再任用短時間勤務職員等**及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。) 8時間

日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

#### 第12条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、**定年前再任用短時間勤務職員**及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(特別休暇)

#### 第14条 略

#### 5 略

(2) 斉一型短時間勤務職員(**定年前再任用短時間勤務職員**及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員(**定年前再任用短時間勤務職員**及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。) 8時間

(桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

### 第9条 桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年桶川市条例

第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p><b><u>(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に支給する手当の額)</u></b></p> <p>第11条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<b><u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u></b>が、第2条第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の月額は、この条例の規定により受けるべき額に、桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年桶川市条例第24号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p><b><u>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に支給する手当の額)</u></b></p> <p>第11条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<b><u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u></b>が、第2条第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の月額は、この条例の規定により受けるべき額に、桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年桶川市条例第24号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第10条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年桶川市条例第26号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号(以下「改正前の号」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。)の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(4) 桶川市職員の定年等に関する条例(昭和59年桶川市条例第14号)第4条第1項の規定により<u>引き続いて</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5)</u> 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(4) 桶川市職員の定年等に関する条例(昭和59年桶川市条例第14号)第4条第1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 桶川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員</p> <p><u>(6)</u> 略</p>

(桶川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第11条** 桶川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年桶川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>

(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第12条** 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>4 特定業務等従事任期付職員に対する給与条例第17条の4及び第17条の7の規定の適用については、給与条例第17条の4第3項中「<u>再任用職員</u>」とあるのは「桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)第5条に規定する特定業務等従事任期付職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)」と、給与条例第17条の7第2項第2号中「<u>再任用職員</u>」とあるのは「特定業務等従事任期付職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>4 特定業務等従事任期付職員に対する給与条例第17条の4及び第17条の7の規定の適用については、給与条例第17条の4第3項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)第5条に規定する特定業務等従事任期付職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)」と、給与条例第17条の7第2項第2号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「特定業務等従事任期付職員」とする。</p>

<p>5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条及び第13条の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「<b>再任用短時間勤務職員</b>」とあるのは「桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)第9条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第13条第2項中「<b>再任用短時間勤務職員</b>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条及び第13条の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>」とあるのは「桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)第9条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第13条第2項中「<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>
---	---

(桶川市職員の再任用に関する条例の廃止)

**第13条** 桶川市職員の再任用に関する条例(平成13年桶川市条例第18号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(桶川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の桶川市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規



定による改正後の桶川市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後に

における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しよ

うとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項

の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき、良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）

に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のう

ち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条から第 6 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(桶川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は



転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第4条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項から第14項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員のうち暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される桶川市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される桶川市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例

第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の4第3項の規定を適用する。

第18条 新給与条例第17条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び桶川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年桶川市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第19条 桶川市職員の給与に関する条例第4条第3項及び第5項から第7項まで、第8条、第9条並びに第9条の3並びに新給与条例第4条第9項から第11項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第20条 第13条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市規則で定める。

（桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び

第5条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の桶川市職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第21条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

(桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。）第11条に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この条において「新派遣等条例」という。）第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員とみなして、新派遣等条例の規定を適用する。

(その他の経過措置の市長への委任)

第26条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行

に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

令和4年11月29日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げること等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。